

郵便法に定める認可・届出について

平成 2 8 年 1 1 月

○ 郵便法に定める認可・届出

課題 (日本郵便ヒアリング資料)	構成員の主なご意見等	本WGでの 取り運び(案)
<p>1 郵便料金の認可・届出 試行的役務についても料金届出が必要(料金については、約款認可のような軽微事項の例外なし)。</p> <p>2 郵便業務管理規程の認可 消費税増税対応や料金改定時における郵便切手等の料額印面を変更する際、郵便業務管理規程の変更認可の審議会諮問の手続を経る必要。</p> <p>3 郵便の業務の一部委託の認可 個別の受託者の個別の受託業務ごとに認可が必要となっており、受託者が変更した場合や既存受託者の受託業務追加の場合などにおいて認可申請手続が必要。</p> <p>4 郵便認証司 郵便認証司の任命には、郵便局で必要な郵便認証司の数の調査、本社への報告、本社での候補者名のチェック、総務省への推薦の作業が必要。また、任命後は本社から任命書を各郵便局に送付するなど、制度の運用に負荷。</p>	<p>○ 郵便約款、業務管理規程、業務の一部委託、郵便認証司などの認可・届出などの手続については、会社にとってどの程度の負担感があるのか。</p> <p>【日本郵便㈱の回答】 試行サービスについて、約款は認可不要であるのに、料金は届出となっていることについて並びをとっていいのではないかと考えている。約款、業務管理規程についての負担感はそれほど大きいものではない。業務の一部委託についても貨物法制と同じようなものとなればいいと考えている。郵便認証司については何かしらできることがあれば、ということ。</p> <p>○ 郵便認証司は、内容証明等国の法制度の維持に不可欠な職務なので、手続きが煩雑でもコストベースでペイできれば安定した制度運営は可能だと思う。制度運用に負荷があるというのは、コスト面の負荷なのか、手続面の負荷なのか。</p> <p>【日本郵便㈱の回答】 コスト面の話もあると思う。国の時代から引き続き行っている事務に対して、民営化の際に導入された制度であり、変更手続にかなりのコストが掛かっていると思うので、簡便にできればありがたい。</p> <p>○ 原則として不要な規制や認可はなくして、事業者がよりイノベーティブな方向に向かえばいいと思う。</p>	<p>次回以降のWGの議題として、意見交換を実施予定。 これも踏まえ、本WGとして、課題等を整理。</p>

- 郵便料金の認可・届出
- 郵便業務管理規程の認可
- 郵便の業務の一部委託の認可
- 郵便認証司

前々回会合で示された課題等

<日本郵便㈱ヒアリングで示された課題>

1 郵便料金の認可・届出

試行的役務についても料届出が必要(料金については、約款認可のような軽微事項の例外なし)。

<前々回会合でのご意見>

郵便約款(略)などの認可・届出などの手続については、会社にとってどの程度の負担感があるのか。

← 試行サービスについて、約款は認可不要であるのに、料金は届出となっていることについて並びをとってもいいのではないかと考えている。(日本郵便㈱)

1 郵便約款

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件(料金及び総務省令で定める軽微な事項を除く。)を定めたもので、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1項により、日本郵便(株)が、郵便約款を定めることになっている。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

※ 記載事項(例):料金の支払方法(郵便切手による料金前払等)、郵便物の大きさ及び重量の制限、郵便物の差出場所(郵便差出箱等)など

2 総務大臣の認可

郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わること等から、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

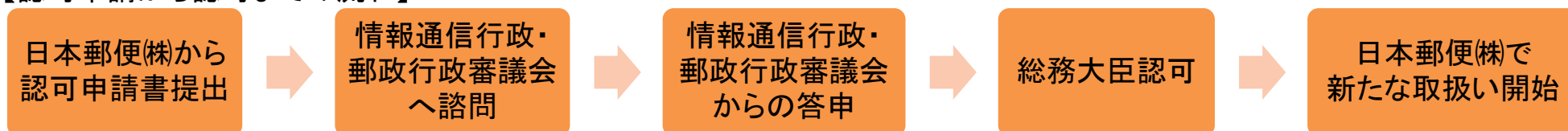
※ 料金については、法第67条第1項及び同条第5項により、原則、総務大臣への届出制、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第3項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供する役務といった軽微な事項については、郵便の役務の提供条件の変更を内容とするものでないため、法第68条第1項により、認可を要さない。

3 審議会への諮問

国民生活・経済に及ぼす影響力の大きい重要な処分等については、その処分等が客観的かつ中立公正に行われるよう、法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問しなければならないこととなっている。

【認可申請から認可までの流れ】



郵便法(昭和22年法律第165号)(抄)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

(郵便に関する料金)

第3条 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

種別等(内国)		料金決定	適合要件/認可要件
第一種郵便物	書状等	事前届出(30日前)	<ul style="list-style-type: none"> 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含むものであること。 配達地により異なる額が定められていないこと(日本郵便株式会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。) 定形郵便物(※)の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(82円)を超えないものであること。 定率又は定額をもって明確に定められていること。 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 ※ 定形郵便物とは、第一種郵便物(郵便書簡を除く。)のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであって、その重量が25g以下のものをいう。
第二種郵便物	郵便葉書	事前届出(30日前)	<ul style="list-style-type: none"> 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含むものであること。 配達地により異なる額が定められていないこと(日本郵便株式会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。) 定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。 定率又は定額をもって明確に定められていること。 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
第三種郵便物	新聞、雑誌などの定期刊行物	認可	<ul style="list-style-type: none"> 配達地により異なる額が定められていないこと(日本郵便株式会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。) 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。 定率又は定額をもって明確に定められていること。 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
第四種郵便物	点字郵便物、通信教育、学術刊行物、農産物種子等	認可	
義務的特殊取扱	書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達	事前届出(30日前)	<ul style="list-style-type: none"> 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含むものであること。 定率又は定額をもって明確に定められていること。 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
任意的特殊取扱	速達、特定記録郵便、交付記録郵便	事前届出(10日前)	
	上記以外(代金引換、電子郵便、配達時間帯指定郵便等)	[新規]事前届出(10日前) [変更]事後届出	<ul style="list-style-type: none"> 定率又は定額をもって明確に定められていること。 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
上記以外の料金	切手類の交換手数料等	[新規]事前届出(10日前) [変更]事後届出	

1. 郵便料金に関する公的関与

- 郵便に関する料金は、法令により、国の政策目的を達成するために優遇料金の設定を要請している第三種郵便物及び第四種郵便物について認可制としているが、その他の料金については、届出制としている。
- また、届出制についても、当該料金による、国民生活や郵便事業収支の全体への影響度合いに応じて、事前届出制(30日前又は10日前)や事後届出制としているなど、公的関与に差違を設けている。

2. 郵便約款に関する公的関与

- 郵便約款は、郵便の役務に関する具体的な提供条件を定めるものであり、利用者の利便・利益に直接関わること等から、軽微な事項に係るものを除き、認可制としている。

1. 郵便料金と試験的役務

	認可制	事前届出制(30日前)	事前届出制(10日前)	事後届出制
郵便物等	第三種郵便物 第四種郵便物	第一種郵便物 第二種郵便物 義務的特殊取扱	任意特殊取扱等 ※速達、特定記録郵便及び 交付記録郵便以外の料金は 新規の場合に限る	任意特殊取扱(速達、特定記録郵便及び交付記録郵便以外)等の料金の変更
試験的役務	上記と同じ	上記と同じ	上記と同じ	上記と同じ
公的関与	強			弱
国民生活・郵便事業収支への影響	大			小

2. 郵便約款と試験的役務

	認可制	非規制
郵便物等	第一種～第四種郵便物、義務的特殊取扱、 任意特殊取扱等(軽微な事項除く)に関する提供条件	軽微な事項 ※書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や地域及び期間を限定した試験的役務に関する提供条件
試験的役務	右記以外	地域及び期間を限定した試験的役務

(参考)電気通信事業の例：試験的役務は料金規制、約款ともに、事前届出等は不要

○郵便法(昭和22年法律第165号)の規定(抜粋)

(郵便約款)

第68条 会社は、郵便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(料金等の変更命令)

第71条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

(審議会等への諮問)

第73条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二・三 (略)

○郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)の規定(抜粋)

(郵便約款の認可を要しない軽微な提供条件)

第29条 法第六十八条第一項の総務省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 郵便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する提供条件

二 地域及び期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件

○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令(平成15年政令第83号)の規定

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○郵便法(昭和22年法律第165号)の規定(抜粋)

(料金)

第67条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金(第三項の規定により認可を受けるべきもの及び第五項の規定により届け出るべきものを除く。)を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。

二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)

三 第一種郵便物(郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。)のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの(次号において「定形郵便物」という。)の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。

五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。

六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)

二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金(第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を除き、郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金に限る。)を定め、あらかじめ、又はその実施後遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

6 第二項(第一号から第四号までを除く。)の規定は、前項の料金について準用する。

7 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

○郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)の規定(抜粋)

(料金の届出)

第21条 会社は、法第六十七条第一項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 料金を適用する期間(限定する場合に限る。)並びに料金の種類、額及び適用方法(変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。)
 - 二 実施期日
 - 三 変更の届出の場合は、変更を必要とする理由
- 2 前項の届出書の提出は、次に掲げる料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の三十日前までに、それ以外の料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の十日前までにしなければならない。
- 一 郵便物の料金
 - 二 郵便物の特殊取扱(法第四十四条第一項に規定するものに限る。)の料金
- 3 第一項の届出書のうち前項各号に掲げる料金に係るものには、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 料金の算出の根拠に関する説明書
 - 二 郵便の役務に関する事業収支見積書

(定形郵便物の料金の上限)

第23条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、八十二円とする。

(法第67条第5項の総務省令で定める料金)

第26条 法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金(変更に係る場合に限る。)とする。

- 一 郵便物の料金
 - 二 郵便物の特殊取扱(法第四十四条第一項に規定するものに限る。)の料金
 - 三 郵便物の特殊取扱(法第四十四条第二項に規定する取扱いであつて速達、特定記録郵便及び交付記録郵便の取扱いに係るもの)の料金
- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 速達 法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱であつて、会社において郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物(この号の適用を受ける郵便物を除く。)に優先して送達するものをいう。
 - 二 特定記録郵便 法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱であつて、会社において郵便物の引受けについて記録し、送達するものをいう。
 - 三 交付記録郵便 法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱であつて、会社において郵便物の配達について記録するものをいう。

- 郵便料金の認可・届出
- **郵便業務管理規程の認可**
- 郵便の業務の一部委託の認可
- 郵便認証司

前々回会合で示された課題等

<日本郵便㈱ヒアリングで示された課題>

2 郵便業務管理規程の認可

消費税増税対応や料金改定時における郵便切手等の料額印面を変更する際、郵便業務管理規程の変更認可の審議会諮問の手続を経る必要。

<前々回会合でのご意見>

(略)業務管理規程(略)などの認可・届出などの手続については、会社にとってどの程度の負担感があるのか。

← 約款、業務管理規程についての負担感はそれほど大きなものではない。(日本郵便㈱)

1 郵便業務管理規程

郵便業務管理規程とは、郵便のユニバーサルサービスと信書の秘密を確保するために必要な事項等を定めたもので、法第70条第1項により、日本郵便(株)が、郵便業務管理規程を定めることになっている。

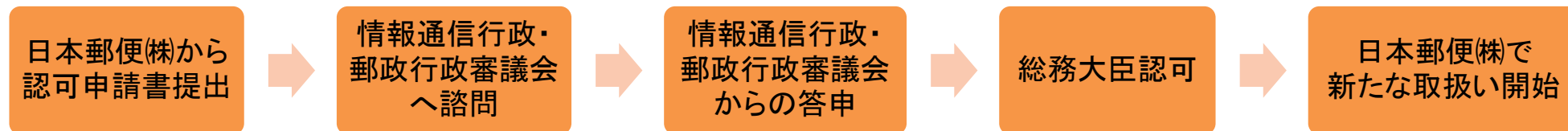
2 総務大臣の認可

郵便業務管理規程に記載する事項は、最も基本的な通信手段である郵便のユニバーサルサービスを確保するために必要な事項であり、国民生活・経済に与える影響が大きいことから法第70条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

3 審議会への諮問

国民生活・経済に及ぼす影響力の大きい重要な処分等については、その処分等が客観的かつ中立公正に行われるよう、法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっている。

【認可申請から認可までの流れ】



法令上定められている記載事項

○郵便の業務の管理に関する事項

[主な認可基準]

- ・郵便物の秘密を保護するため適切なものであること

○郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法

[主な認可基準]

- ・(郵便差出箱の)構造が容易に壊れにくく、かつ、郵便物の取出口に施錠することができるものであること
- ・郵便差出箱を各市町村内及び各特別区内に満遍なく設置すること

○郵便物の配達の方法

[主な認可基準]

- ・原則、月曜日から土曜日までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行うこと
- ・原則、郵便物をそのあて所に配達すること

○郵便物の送達の方法

[主な認可基準]

- ・原則、3日以内に送達すること

○法第6条の重要な郵便物に関する事項

[主な認可基準]

- ・法第6条(利用の制限及び業務の停止)の重要な郵便物を定める方法が適切に定められていること。

○郵便切手等に関する事項

[主な認可基準]

- ・郵便切手等の金額の種類が郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていること
- ・郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること

現状の郵便業務管理規程における記載事項

第1条 目的

第2条 郵便物の秘密の保護

第3条 利用の制限及び業務の停止

第4条 郵便切手類の発行

第5条 郵便切手類の様式

第6条 郵便切手類の主題及び意匠

第7条 郵便差出箱の仕様

第8条 通信日付印の様式及び押印

第9条 郵便差出箱の設置

第10条 引受け

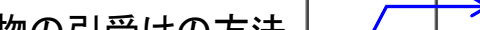
第11条 取集等

第12条 配達日及び配達回数

第13条 配達方法

第14条 送達の日数の計算方法

第15条 送達に要する日数



郵便切手等の料額印面を変更する場合、次の手続が必要。

(1) 日本郵便株から郵便業務管理規程の記載事項の変更の認可申請

- 利用者の便益等の観点から、郵便切手等に関する事項については郵便業務管理規程の記載事項とされている。
- 認可基準は、「郵便切手等の金額の種類が郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていること」とされており、総務大臣は、この基準に適合していると認められるときでなければ認可できないこととされている。

(2) 審議会(情報通信行政・郵政行政審議会)への諮問

【参考】他に審議会に諮問するもの

第三種郵便物及び第四種郵便物の料金制定・料金変更の認可、郵便約款の制定・変更の認可、週6日以上配達を行うための配達方法及び原則3日以内の送達に係る郵便法施行規則の制定・改廃、郵便料金の変更命令、郵便約款及び郵便業務管理規程の変更命令など

○郵便業務管理規程(平成27年10月1日改正)の規定(抜粋)

第2章 郵便切手の発行等

(郵便切手類の発行)

第4条 会社が発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票(以下この章において「郵便切手類」という。)は、次の表のとおりとする。ただし、金額については、利用者の便益を考慮して会社が必要と認める場合には右欄に掲げるもの以外のものを発行することができるものとする。

単位:円

種類	金額
郵便切手	1、2、3、5、10、20、30、50、52、70、82、90、92、100、110、120、130、140、205、280、310、500、1、000
郵便葉書の料額印面	52
国際郵便葉書の料額印面	70
郵便書簡の料額印面	62
航空書簡の料額印面	90
特定封筒の料額印面	180、360、510

○郵便法(昭和22年法律第165号)の規定(抜粋)

(郵便業務管理規程)

第70条 会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程(以下「郵便業務管理規程」という。)を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵便業務管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 郵便の業務の管理に関する事項
- 二 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法
- 三 郵便物の配達の方法
- 四 前二号に掲げるもののほか、郵便物の送達の方法
- 五 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、郵便業務管理規程に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の認可をしてはならない。

- 一 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- 二 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。
- 三 一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。
- 四 郵便物(国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。)について差し出された日から三日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。)以内(郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあっては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること。
- 五 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。
- 六 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。

(料金等の変更命令)

第71条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

(審議会等への諮問)

第73条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二・三 (略)

○郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)の規定(抜粋)

(郵便業務管理規程の記載事項)

第31条 法第七十条第二項第五号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第六条の重要な郵便物に関する事項
- 二 郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票(以下「郵便切手等」という。)に関する事項

(郵便業務管理規程の認可基準)

第32条 1～7 (略)

8 法第七十条第三項第六号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 郵便物を引き受けた場合において、引受けの際現にその表面の見やすい所に郵便という文字が掲げられている場合その他の郵便物であることが一見して明らかである場合を除き、当該郵便物の表面の見やすい所に郵便物であることを表示することが定められていること。
- 二 法第六条の重要な郵便物を定める方法が適切に定められていること。
- 三 郵便切手等の金額の種類が郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていること。
- 四 郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること。

○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令(平成15年政令第83号)の規定

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

- 郵便料金の認可・届出
- 郵便業務管理規程の認可
- **郵便の業務の一部委託の認可**
- 郵便認証司

前々回会合で示された課題等

<日本郵便㈱ヒアリングで示された課題>

3 郵便の業務の一部委託の認可

個別の受託者の個別の受託業務ごとに認可が必要となっており、受託者が変更した場合や既存受託者の受託業務追加の場合などにおいて認可申請手続が必要。

<前々回会合でのご意見>

(略)業務の一部委託(略)などの認可・届出などの手続については、会社にとってどの程度の負担感があるのか。

← 業務の一部委託についても貨物法制と同じようなものとなれば良いと考えている。(日本郵便㈱)

総務大臣の認可

郵便の業務は、ユニバーサルサービスの維持のため、あるいは通信の秘密等の維持のため、適正確実に行われることが担保される必要があり、別に法律※で定めるもの以外の郵便の業務の委託について、認可制としている。

※郵便物運送委託法、郵便切手類販売所等に関する法律、簡易郵便局法

1 認可を受けて定める基準に従って委託するもの

次の①～③の業務については、定型的な業務であり、多数の者に委託することが想定されていることから、個別の認可でなく、総務大臣の認可を受けて定める基準(委託基準)に従って委託できることとしている。

- ①運送業務（取集、運送及び配達）・・・郵便物運送委託法
- ②郵便切手類の販売及び印紙の売りさばき業務・・・郵便切手類販売所等に関する法律
- ③郵便窓口業務（郵便局における郵便窓口業務及び印紙の売りさばき業務）・・・簡易郵便局法（平成24年9月30日までは「郵便窓口業務の委託等に関する法律」）

2 個別に認可を受けて委託するもの

上記1①～③以外の業務を委託する場合、その受委託契約関係の適正性を担保するとともに、受託者が行う郵便の業務の信頼性を確保するために、(i)当該委託を必要とする特別な事情があること、(ii)受託者が当該業務を行うのに適している者であることの要件を満たすと認められる場合、認可を受けて委託できることとしている。

(注)

- ・ 申請書の提出は、総務大臣がその都度の申請の必要がないと認める場合は、一括して行うことが可能。
- ・ 郵便の業務ではない施設管理業務(例:清掃作業等)や郵便物そのものを扱わない業務は本件認可の対象として含まれない。
- ・ 郵便の業務であっても、何らの判断を要しない機械的な業務はこれに含まれず、認可を受けることなく外部に委託することができる。

郵便の業務の一部委託の事例

- 郵政民営化以後、日本郵便(株)が、法第72条の適合基準をもとに、総務大臣の認可を受けて郵便業務を委託している事例は、次のとおり。

委託事例	特別な事情・受託者	認可基準
1 離島における郵便内務事務・引受業務の委託 (平成19年10月1日認可) (平成20年2月27日認可)	○ 郵政民営化後、離島に置く郵便事業(株)の事業所に社員を配置し、又は郵便局(株)に委託するよりは、現に当該地域において郵便物の配達等を委託している者に委託する方が合理的、経済的であるため ○ 受託者 離島で、現に郵便物配達等の業務を行っている者	・法第72条 ・郵便窓口業務の委託等に関する法律第3条(当時)
2 郵便局(株)の営業所以外の場所における郵便物引受業務の委託 (平成19年10月1日認可)	○ 郵政民営化後の郵便局(株)の営業所(民営化前の日本郵政公社の無集配郵便局)周辺における郵便物引受けに係る需要に対応したサービス水準を維持する必要があるため ○ 受託者 郵便局(株) →郵便局(株)・郵便事業(株)合併で現状空振り	・法第72条
3 電話によるレタックスの引受け業務の委託 (平成21年9月30日認可)	○ 大規模な電話受付に係る業務のノウハウを有する者に通信文等の記録・サーバーへの送信等の業務を委託する方が、自社で行うよりも合理的、経済的であるため ○ 受託者 PSコミュニケーションズ(株)	・法第72条 ・郵便窓口業務の委託等に関する法律第3条(当時)
4 コンピュータ郵便の作成業務の委託 (平成24年1月13日認可)	○ 通信文のデザインレイアウトや高速印刷機等の高度な電子情報処理、専門的技術を必要とする業務を委託する方が、自社で行うよりも合理的、経済的であるため ○ 受託者 JPビズメール(株)	・法第72条
5 離島における郵便内務事務・引受業務の委託 (平成26年3月27日認可)	○ 平成19年10月1日に認可を受けた受託者が交代するため ○ 受託者 多良間島在住の個人	・法第72条
6 ゆうパック子会社による郵便引受業務の委託 (平成26年8月21日認可)	○ ゆうパックの集配業務の受託者は集荷先で郵便物の引受ができず、日本郵便(株)社員が再集荷することになり、郵便引受業務を委託する方が作業面の非効率解消と利用者利便の向上を図ることができるため ○ 受託者 日本郵便デリバリー(株)	・法第72条
7 離島における郵便内務業務等の委託 (平成27年8月7日認可)	○ 父島内の郵便物の取集・運送・配達の業務を受託している者に郵便物の局外引受等の内務作業を委託 ○ 受託者 (有)フローラ	・法第72条

○郵便法(昭和22年法律第165号)の規定(抜粋)

(業務の委託)

第72条 会社は、郵便の業務の一部を委託しようとするときは、他の法律に別段の定めがある場合を除き、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 当該委託を必要とする特別の事情があること。
- 二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

○郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)の規定(抜粋)

(業務の委託の認可申請)

第33条 会社は、法第七十二条第一項の規定により郵便の業務の委託の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 受託者の氏名及び住所
- 二 委託しようとする郵便の業務の内容
- 三 委託しようとする期間
- 四 委託を必要とする理由
- 五 その他必要な事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 委託契約書の写し
- 二 委託の実施方法に関する細目その他必要な事項を記載した書類

3 第一項の規定による申請書の提出は、総務大臣がその都度の申請の必要がないと認める場合においては、一括して行うことができる。この場合においては、申請書の記載事項及び添付書類のうち総務大臣が必要がないと認めるものの記載及び添付を省略することができる。

○郵便物運送委託法(昭和24年法律第284号)

(契約)

第三条(略)

2 会社は、前項本文の規定により郵便物の運送等を委託する場合には、総務大臣の認可を受けて定める基準に従ってしなければならない。

○郵便切手類販売所等に関する法律(昭和24年法律第91号)

(郵便切手類の販売等の委託)

第二条 日本郵便株式会社(以下「会社」という。)は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従って、郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばく者(以下「郵便切手類販売者」という。)を選定し、郵便切手類の国内における販売及び印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。

2 会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従って、営利を目的としない法人のうちから印紙の売りさばき人(次項に規定する印紙の売りさばき人を除く。)を選定し、印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。

3 会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従って、自動車検査登録印紙売りさばき所を設ける法人で営利を目的としないものうちから、印紙のうち自動車重量税印紙のみを売りさばく印紙の売りさばき人を選定し、当該印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。

○簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)

(委託契約)

第六条 会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従って、第四条第一項に規定する者と会社の指定する場所において委託業務を行う契約(以下「委託契約」という。)を締結しなければならない。

○民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)

(業務の委託)

第二十三条 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 当該委託を必要とする特別の事情があること。

二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

行政手続における他業法(ネットワーク事業)との比較

	郵便事業	信書便事業	電気通信事業	鉄道事業		貨物運送事業		
	郵便法	民間事業者による信書の送達に関する法律	電気通信事業法	鉄道事業法		貨物自動車運送事業法		貨物利用運送事業法
				鉄道事業 (例:JR、東京メトロ)	索道事業 (例:ロープウェイやスキーリフト)	一般貨物自動車運送事業 (例:宅配便)	特定貨物自動車運送事業 (例:特定荷主の自家輸送を代行事業)	貨物軽自動車運送事業 (例:バイク便)
料金の策定・変更	事前・事後届出 (三種・四種以外) 認可 (三種・四種)	事前届出 (一般信書便事業) ※特定信書便事業は非規制(3号役務は下限あり)	事前届出 ※「特定電気通信役務」(市内通話・公衆電話等)はプライスキャップ規制であり、変更後の料金が基準料金指数を下回るものは事前届出(超える場合は認可) ※上記以外是非規制。 「特定電気通信役務」:指定電気通信役務であって、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの 「指定電気通信役務」:ポトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されないもの	認可 (上限策定・変更) 事前届出 (上限内の料金)	事前届出	事後届出		事後届出
約款の策定・変更	認可 ※試験的なサービスを約款に定める場合は認可不要	認可	事前届出 ※試験的なサービスを約款に定める場合は不要	— ※駅で公告をしなければ実施できない	認可	—	提出 (事業参入届出時)	認可
業務管理規程の策定・変更	認可	認可	事前届出 ※電気通信設備の管理規程(変更時は事後届出)	届出 (鉄道施設の工事施工認可申請日等) ※安全管理規程	届出 ※安全管理規程		—	—
業務委託	認可 ※他法に定めがある場合は委託基準に従って実施	認可	—	許可 ※鉄道事業について運行管理業務、鉄道施設及び車両の保守管理業務並びに運転管理業務は個別許可 ※索道事業について運行管理業務及び索道施設の保守管理業務は個別許可	許可 ※運行管理業務及び事業の用に供する施設の保守管理業務は個別許可		—	—

- 郵便料金の認可・届出
- 郵便業務管理規程の認可
- 郵便の業務の一部委託の認可
- **郵便認証司**

前々回会合で示された課題等

<日本郵便㈱ヒアリングで示された課題>

4 郵便認証司

郵便認証司の任命には、郵便局で必要な郵便認証司の数の調査、本社への報告、本社での候補者名のチェック、総務省への推薦の作業が必要。また、任命後は本社から任命書を各郵便局に送付するなど、制度の運用に負荷。

<前々回会合でのご意見>

(略) 郵便認証司などの認可・届出などの手続については、会社にとってどの程度の負担感があるのか。

← 郵便認証司については何かしらできることがあれば、ということ。(日本郵便㈱)

郵便認証司は、内容証明等国の法制度の維持に不可欠な職務なので、手続きが煩雑でもコストベースでペイできれば安定した制度運営は可能だと思う。制度運用に負荷があるというのは、コスト面の負荷なのか、手続面の負荷なのか。

← コスト面の話もあると思う。国の時代から引き続き行っている事務に対して、民営化の際に導入された制度であり、変更手続にかなりのコストが掛かっていると思うので、簡便にできればありがたい。(日本郵便㈱)

郵便認証司制度の創設

- 内容証明(明治43年創設)及び特別送達(明治24年創設)については、これらのサービスに対する社会的な利用ニーズを踏まえ、民営化後も日本郵便株が実施するサービスとして義務づけたもの(法第44条)。
- 他方、これらのサービスは、提供主体が国であったこと及びこれらを取り扱う者が公務員であったことによる信用力があるものと考えられたことから、民営化後においても引き続き、その信用力を担保するため、総務大臣が直接に監督する仕組みとして、郵便認証司制度を設け(法第58条)、更に、同様の趣旨で、刑法その他の罰則*の適用について、みなし公務員規定を設けている(法第74条)。

*公務執行妨害及び職務強要、公文書偽造等、虚偽公文書作成等、偽造公文書行使等、公印偽造及び不正使用、公務員職権乱用、収賄等、公用文書等遺棄

郵便認証司の職務

郵便認証司は、「内容証明の取扱いに係る認証」及び「特別送達の取扱いに係る認証」を行うことを職務とする。

内容証明

郵便物の内容である文書について、何年何月何日にいかなる内容のものが誰から誰にあてて差し出したということを差出人が作成した謄本によって証明するもの。

なお、当該文書は、民法施行法の規定により確定日付ある証書とされている。

内容証明の取扱い (④が郵便認証司による認証部分)

- ①差出人が、内容文書、謄本2通及び封筒を差し出し。
- ②引受担当者が内容文書と謄本等の内容が符合すること等を確認
- ③引受担当者が郵便認証司に確認依頼。
- ④郵便認証司は、郵便物の内容文書を証明するために必要な手続きが適正に行われていることを確認し、当該郵便物が差し出された年月日を記載(確定日付の付与)し、引受担当者に返す。
- ⑤内容文書及び謄本に内容証明として差し出された旨及び会社名を記載。
- ⑥内容文書を引受担当者の立会のもと、差出人が封筒に収め、送達
- ⑦謄本は1通を差出人に交付、1通は日本郵便株において保管。

特別送達

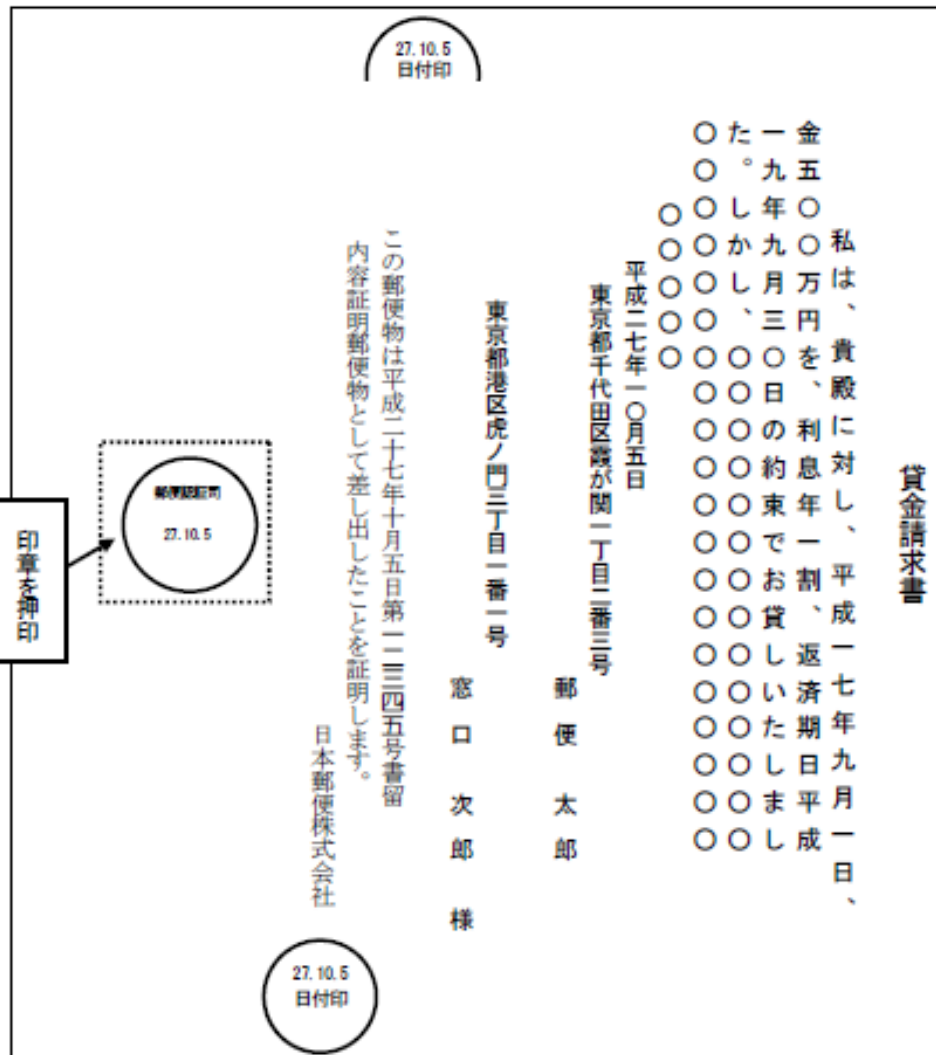
裁判所から訴訟関係者にあてて差し出す訴訟関係書類等、法律*の規定に基づき、民事訴訟法に定められている、一般の郵便物と異なった特別の方法によって送達すべきものとされた郵便物を送達し、その送達の実を差出人に証明するもの。

*民事訴訟法に規定する送達方法によるとしているその他の法令
公証人法、独占禁止法、刑事訴訟法、特許法、実用新案法、意匠法 等

特別送達の取扱い (⑤が郵便認証司による認証部分)

- ①一般の書留郵便物と同様に引受、配達する郵便局まで送達。
- ②民事訴訟法に定める方法により送達。
- ③配達担当者が送達報告書を記載。
- ④配達担当者が郵便認証司に確認依頼。
- ⑤郵便認証司は、民事訴訟法に掲げる方法により適正に送達され、その送達に関する事実が送達報告書に適正に記載されていることを確認し、その旨を記載して、署名又は記名押印し、配達担当者に返す。
- ⑥送達報告書を差出人に書留で送達。

内容証明における内容文書
(日本郵便(株)より提供)



特別送達における送達報告書
(日本郵便(株)より提供)

郵便送達報告書 (住所、居着等用)		発送 年月日	平成 25 年 7 月 10 日
事件 番号	平成 24 年 (ヨ) 第 1234 号		
送達 書類 類	書類の名称	仮若押印修正本	
	所在地	郵便番号 100-0013 東京都千代田区麹町1-3-2	
	名称	東京地方裁判所民事第9部	
	受送達者 本人氏名	郵政 三郎	
	受領者の押印 又は署名		
	送達場所	郵便番号 寮 口	
	送達年月日時	平成 25 年 7 月 12 日 15 時	
送達 方法	① 受送達者本人に渡した。 ② 受送達者本人に出会わなかったため、書類の受領について相当のわきまがあると認められる次の者に渡した。 ア 使用人・従業者 イ 同居者 (氏名:) 次の者が正当な理由なく受取りを拒んだので、その場に差し置いた。 ③ 受送達者本人 イ 使用人・従業者 ウ 同居者 (氏名:) ④ 営業所に出向いた書類の受領について相当のわきまがあると認められる次の者に渡した。 ア 使用人・従業者 イ 同居者 (氏名:)		
上記のとおり送達しました。平成 25 年 7 月 12 日			
配達担当者		八王子 郵便局 加藤 門吉	
上記送達に係る郵便物が送達されたこと及びその送達に関する事項が通信に記録されていることを確認しました。平成 25 年 7 月 12 日			
郵便認証司		八王子 郵便局 塚本 俊介	

郵便認証司の確認箇所

印章を押印

27.10.5 日付印

日本郵便株式会社

窓 口 次 郎 様

東京都港区虎ノ門三丁目一番一号

東京都千代田区麹町二丁目三番三号

平成二十七年一〇月五日

この郵便物は平成二十七年十月五日第二三四五号書留
内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

27.10.5 日付印

備考

- 「発送年月日」、「事件番号」及び「送達書類」欄は着出人において記入し、この用紙の大きさは、縦19、5センチメートル以上23、5センチメートル以下とします。
- 必要に応じて上部にとじ込み分の余白を置いて差し支えありません。

郵便認証司が次の事項を記入

- ・ 認証年月日
- ・ 郵便局名
- ・ 郵便認証司の署名又は記名押印

郵便認証司数 87,136名(平成28年4月1日現在) ※平成27年度末までの延べ任命数116,695名

制度運用に必要な手続【日本郵便㈱の手続】	主 旨	運用状況
<p>任命(法第59条)【総務大臣への推薦】 任命は、日本郵便㈱の使用人のうちから、会社の推薦に基づいて行う。(法第59条第2項) 推薦は、以下の事項に適合する旨を記載した推薦名簿を提出して行う。(郵便法施行規則第18条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 認証事務に関して必要な知識及び能力を有すること ✓ 会社の使用人であること ✓ 法第60条(欠格事由)に該当しないこと ✓ 法第63条(兼業禁止)の規定に抵触しない者であること 	<p>郵便認証司は、日本郵便㈱の使用人であって、郵便の業務に係る、認証事務に関して必要な知識等を有することなどの要件が求められる。</p> <p>そのため、要件を満たしているかどうか確認するためには、同社からの資料提出が必要であることから、同社からの推薦が必要となっている。</p>	<p>毎年、日本郵便㈱の4月期及び10月期の人事異動時期にあわせて対応。</p> <p>任命は、総務大臣が直接監督する仕組みとして規定されているが、そのために必要な推薦の時期・頻度は日本郵便㈱の任意によるもの。</p> <p>総務省では、日本郵便㈱の推薦に基づき、必要な要件を確認した上で、任命書を作成し、日本郵便㈱経由で交付。</p> <p><平成27年度実績> 推薦件数:3件(任命者数3,566名) (4月期・10月期の人事異動対応のほか、高齢再雇用者に対する再度の任命のため推薦があったもの。)</p>
<p>兼業禁止(法第63条)【総務大臣への申請】 郵便認証司は、国家機関等の職に就き、営利企業の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、総務大臣の承認を受ければ、兼業可能。</p>	<p>郵便認証司が他の公務を兼ね、又は営利事業に関与することは、その職務の公正・中立性が疑われ、制度への信用を疑われることにもなりかねないため、義務を課したもの。</p> <p>そのため、兼業の承認を行うに当たっては、その都度、兼業する業種が郵便認証司の信用又は品位を害するものではないことを考慮する必要がある。</p>	<p>総務大臣が直接監督する仕組みであることから、該当者が発生する都度、日本郵便㈱を経由して、総務省へ承認を申請。</p> <p>総務省において、申請書において兼業する業種等を確認した上で、承認し、日本郵便㈱経由で通知。</p> <p><平成27年度実績> 承認件数:70件 (例:消防団団員、不動産賃貸、太陽光電気の販売 など)</p>

制度運用に必要な手続【日本郵便㈱の手続】	主 旨	運用状況
<p>懲戒(法第66条)【総務大臣への報告】 郵便認証司が、郵便法に反した場合や職務上の義務に違反した場合等には、総務大臣は懲戒処分をすることができる。</p> <p>日本郵便㈱は、郵便認証司が懲戒事由に該当する事実があると認めるときには総務大臣に報告しなければならない。(郵便法施行規則第20条第3号)</p>	<p>郵便認証司の職務は、内容証明及び特別送達の持つ信用力を、民営化以降も引き続き維持するためのものであり、国家公務員の懲戒に準じ懲戒制度を設けたもの。</p> <p>郵便認証司は、日本郵便㈱の使用人であり、国との勤務関係はないことから、懲戒事由に該当する事実を把握するためには、同社からの報告が必要となっている。</p>	<p>総務大臣が直接監督する者として、処分するため、日本郵便㈱において、該当する事案が生じた場合には、その都度、報告。</p> <p>総務省において、報告内容を確認の上で、懲戒処分基準に基づき、処分を実施(日本郵便㈱経由で、処分書を交付)。</p> <p><平成27年度実績> 報告件数:23件(処分者数29名)</p>
<p>失職(法第61条)【総務大臣への報告】 郵便認証司が、法第60条(欠格事由)に該当するに至った場合には、失職する。</p> <p>日本郵便㈱は、郵便認証司が欠格事由に該当することにより失職したときには総務大臣に報告しなければならない。(郵便法施行規則第20条第2号)</p>	<p>任命時の欠格事由について、任命後においても該当することになった場合には、自動的に職を失うもの。</p> <p>郵便認証司は、日本郵便㈱の使用人であり、国との勤務関係はないことから、失職した事実を把握するためには、同社からの報告が必要となっている。</p>	<p>総務大臣が任命権者として、該当者を把握するため、日本郵便㈱において、該当する事案が生じた場合には、以下の罷免のための報告と併せて報告。</p> <p><平成27年度実績> 報告件数:0件</p>
<p>罷免(法第62条)【総務大臣への報告】 郵便認証司が日本郵便㈱の使用人でなくなった場合には、総務大臣は罷免することができる。</p> <p>日本郵便㈱は、郵便認証司が日本郵便㈱の使用人でなくなったときには総務大臣に報告しなければならない。(郵便法施行規則第20条第1号)</p>	<p>日本郵便㈱の使用人でなくなった場合においては総務大臣は罷免することができる。(失職とは異なり、自動的に職を失うものではない。)</p> <p>郵便認証司は、日本郵便㈱の使用人であることから、同社からの報告が必要となっている。</p>	<p>総務大臣が任命権者として、該当者を罷免するため、日本郵便㈱において、毎月末に、先々月2日～先月1日の間の退職者についてとりまとめ、報告。</p> <p>総務省において、報告内容を確認した上で、罷免を実施(日本郵便㈱に罷免した旨を通知)。</p> <p><平成27年度実績> 報告件数:12件(退職者数3,358名)</p>

(参考) 郵便認証司に関する規定① <任免に関する等に関する規定>

○郵便法(昭和22年法律第165号)の規定(抜粋)

(任命)

第59条 郵便認証司は、認証事務に関し必要な知識及び能力を有する者のうちから、総務大臣が任命する。

2 前項の任命は、会社の使用人のうちから、会社の推薦に基づいて行うものとする。

※郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成24年法律第30号)により、下線部については削除「前項の任命は、会社の使用人であり、かつ、管理又は監督の地位にある者のうちから、会社の推薦に基づいて行うものとする。」

(欠格事由)

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、郵便認証司となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 この法律、郵便切手類販売所等に関する法律(昭和24年法律第91号)、簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)、お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和24年法律第224号)、郵便物運送委託法(昭和24年法律第284号)、郵便切手類模造等取締法(昭和47年法律第50号)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

四 国家公務員法(昭和22年法律第120号)又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

五 第66条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

(失職)

第61条 郵便認証司は、前条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

(罷免)

第62条 総務大臣は、郵便認証司が、会社の使用人でなくなつた場合には、これを罷免することができる。

(義務)

第63条 郵便認証司は、郵便認証司の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

2 郵便認証司は、国家機関、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の職に就き、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(監督命令)

第64条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、郵便認証司に対し、認証事務の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第65条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、郵便認証司に対し、認証事務に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(懲戒)

第66条 総務大臣は、郵便認証司が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、一年以下の停職又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく総務省令又は第六十四条の規定による命令に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

(法令により公務に従事する職員とみなす者)

第74条 郵便認証司、内容証明の業務に従事する者及び特別送達の業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

○郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)の規定(抜粋)

(推薦手続等)

第18条 法第59条第2項に規定する郵便認証司の推薦は、会社が別記様式第三による郵便認証司候補者推薦名簿を作成し、総務大臣に提出して行うものとする。

2 前項の郵便認証司候補者推薦名簿には、郵便認証司候補者ごとに次の事項に適合する旨の説明を記載し、又は当該説明を記載した書面を添付しなければならない。

一 認証事務に関し必要な知識及び能力を有する者であること。

二 会社の使用人であること。

三 法第60条各号のいずれにも該当しない者であること。

四 法第63条第2項の規定に抵触しない者であること。

(会社の報告義務)

第20条 会社は、郵便認証司が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を総務大臣に報告しなければならない。この場合において、総務大臣は、法第62条の規定に基づき罷免し、又は法第66条の規定に基づき懲戒処分を行うため必要があると認めるときは、会社に対し、必要な報告をさせることができる。

一 会社の使用人でなくなつたとき。

二 法第61条の規定により、失職したとき。

三 法第66条各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき

(参考) 郵便認証司に関する規定②<取扱いに関する規定>

○郵便法(昭和22年法律第165号)の規定(抜粋)

(内容証明)

第48条 内容証明の取扱いにおいては、会社において、当該郵便物の内容である文書の内容を証明する。

2 前項の取扱いにおいては、郵便認証司による第58条第1号の認証を受けるものとする。(特別送達)

第49条 特別送達の取扱いにおいては、会社において、当該郵便物を民事訴訟法(平成8年法律第109号)第103条から第106条まで及び第109条に掲げる方法により、送達し、その送達の実を証明する。

2 前項の取扱いにおいては、郵便認証司による第58条第2号の認証を受けるものとする。

3 特別送達の取扱いは、法律の規定に基づいて民事訴訟法第103条から第106条まで及び第109条に掲げる方法により送達すべき書類を内容とする郵便物につき、これをするものとする。

(職務)

第58条 郵便認証司は、次に掲げる事務(以下この章において「認証事務」という。)を行うことを職務とする。

一 内容証明の取扱いに係る認証(総務省令で定めるところにより、当該取扱いをする郵便物の内容である文書の内容を証明するために必要な手続が適正に行われたことを確認し、当該郵便物の内容である文書に当該郵便物が差し出された年月日を記載することをいう。)をすること。

二 特別送達の取扱いに係る認証(総務省令で定めるところにより、当該取扱いをする郵便物が民事訴訟法第103条から第106条までに掲げる方法により適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が同法第109条の書面に適正に記載されていることを確認し、その旨を当該書面に記載し、これに署名し、又は記名押印することをいう。)をすること。

○郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)の規定(抜粋)

(内容証明の取扱いに係る認証の方法)

第14条 法第58条第1号の認証は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 内容証明の取扱いをする郵便物の内容である文書(以下この項において「内容文書」という。)及び内容文書の内容を証明するために必要な手続(以下この条において「証明手続」という。)に従って作成された内容文書の謄本(証明手続において当該内容に係る情報が電子計算機により記録される場合にあつては、当該情報を含む。以下この項並びに次条第1項及び第4項において「謄本等」という。)により内容文書と謄本等の内容が符合することを確認することその他の証明手続が適正に行われたことを確認すること。

二 内容文書及び謄本等に、次に掲げる方法により当該郵便物が差し出された年月日(以下「差出年月日」という。)を記載すること。

イ 別記様式第一による印章のいずれかを押す方法(電子計算機その他の機器を使用して当該印章の印影を表示する方法を含む。)

ロ 差出年月日及び「郵便認証司」の文字を記載し、これに署名し、又は記名押印する方法

2 郵便認証司は、前項第1号の確認をする場合において、証明手続が適正に行われたことについて疑いがあるときは、当該証明手続を行った者からの説明の聴取その他の当該確認をするために必要な措置を講じなければならない。

(内容証明認証簿)

第15条 会社は、その営業所(内容証明の取扱いをする郵便物の引受けの業務を行うものに限る。)に、別記様式第二による内容証明認証簿を備えて置かなければならない。ただし、会社が、当該郵便物の引受けを記録するための文字、番号、記号その他の符号(次項において「引受記録符号」という。)、差出年月日、差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所(次項において「差出人氏名等」という。)並びに「郵便認証司」の文字が記載され、かつ、郵便認証司の署名又は記名押印(謄本等が電子計算機により記録される場合にあつては、郵便認証司の氏名の記録を含む。)がなされた謄本等を第三項に規定する期間以上保存することとしている場合には、当該謄本等をもって内容証明認証簿に代えることができる。

2 郵便認証司は、前条第1項の規定による認証をしたときは、前項ただし書に規定する場合を除き、内容証明認証簿に引受記録符号、差出年月日及び差出人氏名等を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 内容証明認証簿は、会社において当該内容証明認証簿に記載されている認証に係る郵便物の差出年月日のうち直近の日から五年間保存しなければならない。

4 会社は、前項の規定により保存されている内容証明認証簿(第一項ただし書の規定により謄本等をもって代える場合の当該謄本等を含む。)を亡失したときは、遅滞なく、その状況を総務大臣に報告しなければならない。

(特別送達の取扱いに係る認証の方法)

第16条 法第58条第2号の認証は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 特別送達の取扱いをする郵便物を送達した者が作成した民事訴訟法(平成8年法律第109号)第109条の書面(以下この条及び次条において「送達報告書」という。)により、当該郵便物が民事訴訟法第103条から第106条までに掲げる方法により適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が送達報告書に適正に記載されていることを確認すること。

二 前号の確認をした旨及びその年月日並びに「郵便認証司」の文字を記載し、これに署名し、又は記名押印すること。

2 郵便認証司は、前項第1号の確認をする場合において、当該郵便物が適正に送達されたこと又はその送達に関する事項が送達報告書に適正に記載されていることについて疑いがあるときは、当該送達を行った者からの説明の聴取その他の当該確認をするために必要な措置を講じなければならない。

(送達報告書の写しの作成)

第17条 郵便認証司は、前条第1項の規定による認証をしたときは、当該認証に係る送達報告書の写しを作成しなければならない。

2 前項の送達報告書の写しは、会社において当該認証に係る郵便物を送達した日から一年間保存しなければならない。

3 会社は、前項の規定により保存されている送達報告書の写しを亡失したときは、遅滞なく、その状況を総務大臣に報告しなければならない。

○民法施行法（明治31年法律第11号）の規定（抜粋）

第5条 証書は左の場合に限り確定日付あるものとす。

一～五（略）

六 郵便認証司（郵便法（昭和22年法律第165号）第59条第1項に規定する郵便認証司を謂ふ）が同法第58条第1号に規定する内容証明の取扱に係る認証を為したときは同号の規定に従ひて記載したる日付を以て確定日付とす。

2及び3（略）

○民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定（抜粋）

（送達場所）

第103条 送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所（以下この節において「住所等」という。）においてする。ただし、法定代理人に対する送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。

2 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達をするのに支障があるときは、送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等（以下「就業場所」という。）においてすることができる。送達を受けるべき者（次条第一項に規定する者を除く。）が就業場所において送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

（送達場所等の届出）

第104条 当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、送達を受けるべき場所（日本国内に限る。）を受訴裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人をも届け出ることができる。

2 前項前段の規定による届出があつた場合には、送達は、前条の規定にかかわらず、その届出に係る場所においてする。

3 第一項前段の規定による届出をしない者で次の各号に掲げる送達を受けたものに対するその後の送達は、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める場所においてする。

一 前条の規定による送達

その送達をした場所

二 次条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。第106条第1項後段において同じ。）においてするもの及び同項後段の規定による送達

その送達において送達をすべき場所とされていた場所

三 第107条第1項第1号の規定による送達

その送達においてあて先とした場所

（出会送達）

第105条 前2条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの（前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。）に対する送達は、その者に会った場所においてすることができる。日本国内に住所等を有することが明らかな者又は同項前段の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

（補充送達及び差置送達）

第106条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。

2 就業場所（第104条第1項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。）において送達を受けるべき者に会わない場合において、第103条第2項の他人又はその法定代理人若しくは使用人その他の従業者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものが書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することができる。

3 送達を受けるべき者又は第1項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

（書留郵便等に付する送達）

第107条 前条の規定により送達をすることができない場合には、裁判所書記官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所にあてて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの（次項及び第3項において「書留郵便等」という。）に付して発送することができる。

一 第103条の規定による送達をすべき場合

同条第1項に定める場所

二 第104条第2項の規定による送達をすべき場合

同項の場所

三 第104条第3項の規定による送達をすべき場合

同項の場所（その場所が就業場所である場合にあつては、訴訟記録に表れたその者の住所等）

2 前項第2号又は第3号の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その後送達すべき書類は、同項第2号又は第3号に定める場所にあてて、書留郵便等に付して発送することができる。

3 前2項の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その発送の時に、送達があつたものとみなす。

（送達報告書）

第109条 送達をした者は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。